

八千代総合運動公園スケートボード広場管理運営要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代総合運動公園スケートボード広場（以下「施設」という。）の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	所在地
八千代総合運動公園スケートボード広場	八千代市萱田町 253 ほか

(定義)

第3条 この要領において「利用者」とは、第4条各号に掲げる用途で施設を利用する者をいう。

2 この要領において「公園管理者」とは、八千代市長（都市整備部公園緑地課が所管）をいう。

3 この要領において「指定管理者」とは、八千代総合運動公園の指定管理業務を受託している者をいう。

(施設の用途)

第4条 施設の利用は、次に掲げる用途に限るものとする。

- (1) スケートボード
- (2) BMX
- (3) 公園管理者が認めたもの

(利用時間及び休場日)

第5条 施設の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 3月・4月・9月・10月の利用時間は、9時から18時までとする。
- (2) 5月から8月までの利用時間は、9時から19時までとする。
- (3) 11月から2月までの利用時間は、9時から16時までとする。

2 施設の休場日は、年末年始（12月28日～1月4日）及び月曜日（休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）とする。

3 公園管理者は、施設点検や修理が必要となった場合など必要があると認めたときは、臨時に利用時間を変更し、又は休場日とすることができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の利用用途以外の使用に供してはならない。
- (2) 公の秩序又は風紀を乱す行為をしてはならない。
- (3) 施設内での飲食及び酒気を帯びての利用は禁止とする。
- (4) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (5) ランプやボックスなどの遊具等（以下「遊具等」という。）を公園管理者の許可なく設置してはならない。
- (6) 使用後の遊具等は、他の利用者に危険とならない場所へ移動すること。
- (7) 施設内は禁煙とする。
- (8) 落書き等で舗装面、橋脚等を汚損しないこと。
- (9) フェンスや門扉へ過度な衝撃を与えないこと。
- (10) 利用者は、ヘルメット及びプロテクター、グローブなどの安全保護具を可能な限り着用すること。
- (11) 利用者が小学生以下の場合、保護者が付き添うこと。なお、付き添いは施設外とする。
- (12) 施設内以外での滑走は禁止する。また、キックボード、ブレイブボードは使用不可とする。
- (13) 利用者は、公園管理者及び指定管理者の指示に従うこと。
- (14) その他施設の注意事項及び八千代市都市公園条例等を遵守すること。

（遊具等の設置手続き）

第7条 遊具等を設置しようとする者は、公園管理者に対し八千代総合運動公園スケートボード広場遊具等設置承認申請書（第1号様式）を提出し、承認を受けること。

- 2 遊具等を設置した者（以下「遊具等設置者」という。）は、当該遊具等の利用に関し、利用者の使用を拒んではならない。なお、安全上の理由で制限を設ける場合など、公園管理者が認めたときは、この限りでない。
- 3 遊具等設置者は、遊具等設置期間が満了したとき又は公園管理者から設置した遊具等の撤去を求められたときは、遊具等設置者の負担において、速やかに原状に回復しなければならない。
- 4 公園管理者の承認を得ずに設置された遊具等については、撤去するものとする。ただし、公園管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（施設の管理運営）

第8条 施設は公園管理者が設置し、管理は指定管理者において行うものとする。

2 指定管理者の管理に係る業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 市が設置した施設の維持及び管理（開錠施錠を含む。）に関する業務
- (2) 公園内巡回時における利用状況の確認に関する業務
- (3) 公園管理者と利用者との連絡調整に関する業務
- (4) その他公園管理者が指示する業務

3 前条第1項の規定による遊具等設置者は、設置した遊具等を利用者が安全に使用できるよう維持管理に努めなければならない。なお、設置した遊具等に起因する事故等については、公園管理者及び指定管理者は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第9条 利用者は、故意又は過失により施設を損傷し、又は滅失したときは、公園管理者の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、当該損傷又は滅失について相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

（施行期日）

第10条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式(第7条第1項)

<p>八千代総合運動公園スケートボード広場遊具等設置承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 八千代市長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>次のとおり遊具等設置の承認を申請します。</p>	
設置する遊具等	
設 置 期 間	
設 置 場 所	
遊 具 等 の 構 造	
遊 具 等 の 管 理 方 法	
遊 具 等 の 設 置 方 法	
原 状 復 旧 の 方 法	
事故・遊具等破損時 の 緊 急 連 絡 先	
そ の 他	

第2号様式(第7条第1項)

様

八千代市長 服部 友則 印

八千代総合運動公園スケートボード広場遊具等設置承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった遊具等設置に係る承認申請について、下記のとおり承認する。

記

- 1 遊具等の名称
- 2 設置期間
- 3 条 件